

# 〔五〕 学校管理運営の現代化

(付属学校長候補選考内規案作成の過程について)

天野 菊三郎

前年度は付属学校あり方委員会(学部と合同)の発足とその性格および学校管理運営の諸問題の中で、実際に検討してきた、入学者選抜方法と運営委員会制のあり方を中心に報告したが、45年度はあり方委員会の中心議題として付属学校長候補者選考内規の改正がとりあげられた。1月中旬の段階においてあり方委員会の案としての成案を得る事が出来たのでその経過を要約して報告する。

## 1. 審議回数

- ① あり方委員会 4回(10月=2 12月=1 1月=1)
- ② 校内あり方委員会 11回(5月=2 6月=1 9月=4 11月=1 12月=1 1月=2)

## 2. 経過・内容

### A 基本的考え方について

一学期は主として学長・学部長選考規定案に対する付属側教官の態度は如何にあるべきかを中心に討議を行なった。問題点は、大学・学部との関係における付属教官の位置づけは如何にあるべきかであり、それに対する基本的考え方としては次のように確認しその意見を表明した。

- ① 付属教官は大学および学部の構成員として、大学の自治および改革への参加を積極的におすすめるべきである。
- ② 付属教官は、第一義的には教育職であるが同時に研究者としての側面を要求すべきである。

校長選考に対する付属側の基本的考え方としては「校長は付属学校を代表するものであり、校長がその識見を生かすためには付属教官の支持を受けなければならない」であり、従来の校長選考内規を改正して付属側の意志が反映できる方向への改正を考える事にした。

### B 校長選考内規改正に対するあり方委員会および校内あり方委員会の審議経過の概要

当初は7月初めを目標に結論を得よう計画したが、学長・学部長選考規定との関係と学校内諸種の事情により審議の進捗がおくれ1月になりようやくあり方、委員会原案をまとめる事ができたのが実状である。以下その要点を述べる。

### ① 5/25 校内あり方委員会

校長選考内規について現行法の確認とその問題点についての検討。

〔現行〕 教育学部付属学校運営内規(校長関係分)

第9条 学校長の選考は、付属学校運営委員会において候補者3名以上選出し学部教授会において決定する。

第10条 学校長の任期は3年とする。ただし重任の場合は1回としその任期は1年とする。

学校長選挙に関する内規(一部省略)

2. 学校長は教授会で決定されるがそこに至る手順は次のとおりとする。

ア. 付属の運営委員会は教育学部の教授の生年月日、居住地、着任年月日、役職経歴(学部長・評議員・商議員・学校長・運営委員等)に関する一覧表を作り、質疑をかわした後学校長候補者を選挙する。

イ. 高点順に3名以上の候補者を付属学校運営委員にかけて審議する。

ウ. 付属学校運営委員会から出された候補者を教授会にかけて審議決定する。

現行についての確認として問題になったのは選挙内規について、それが内規として成立したのかどうか、慣行ではないのかが論議された。次に大学・学部の関係における付属教官の位置づけの検討を行なった。

### ② 5/28 校内あり方委員会

校長選考に関する付属教官の意見聴取のアンケート案を審議、アンケート実施

### ③ 6/1 校内あり方委員会

アンケートの集計結果のまとめと教官会議への報告案をまとめる。主たるアンケート結果は下の通り。

〔選出方法〕

A 付属学校教(職)員会議(本務の者に限る)で候補者2~3名を選び、その中から学部(教授・助教授・講師・助手)で選挙により決定する。17票

B 候補者選考委員会(付属学校運営委員会)で

若干名の候補者を選び、附属学校教(職)員会議で投票を行ない、順位をつけて学部に上申し、学部(教授・助教授・講師・助手)で決定する。7票

C 学部(上に同じ)で若干名の候補者を選び、附属(教職員会議)で信任投票を行ない、それにもとづいて学部(教授・助教授・講師・助手)で決定する。4票

D その他 2票 合計 30票

A案の根拠として

- ア. 全国の各付属の方法を参考とする。
- イ. 慣習法・校内申し合せ事項の運営上の配慮
- ウ. 校長は附属学校を代表し、その識見を生かし得るためには付属教官の支持がなければならぬ。
- エ. 大学・学部の構成員としての自治への参加が「天下り」であってはならない。

④ 9/3 校内あり方委員会  
上記の結果をもとにして、あり方委員会において審議し「たたき台」としての内規案粗案を作成する委員を委嘱。(4名)

⑤ 9/10 校内あり方委員会  
粗案の検討を行ない修正案を作成する。

⑥ 9/12 校内あり方委員会  
修正粗案について付属教官および学部あり方委員の意見聴取のためのアンケート案の作成  
アンケートの内容(要約)

(任期) A案 3年

B案 2年ただし重任1回1年

両案とも4月1日交代を原則とする。

(被選挙権者) 教育学部専任教授とする。

(選挙方法)

1. 第一次投票

A案 学部教授会構成員・助手・定員内職員・附属学校教官および定員内職員の単記無記名投票により3名選出する。

B案 附属学校教官および定員内職員の単記無記名投票により3名選出する。

2. 第二次投票

A案 教授会構成員および附属学校教官

B案 教授会構成員および附属学校教官の代表(たとえば教官定数の3分の1)

3. 第二次投票の結果にもとづいて教授会で決定

(参考) 教授会構成員=23名 助手=9名 学部職員=22名 附属教官=33名 附属職員=9名

アンケートの結果(提出付属=33名 学部6名( )内)

1. (改正の必要) あり=30(6) なし=2

2. (任期) A=3年13(1) B=2年=17(5) 他1年~1

3. (交代の時期の明記) 必要=26(5) 不必要=6(1)

4. (被選挙権者) (専任教授のみ) 賛成=15(4) 反対=13 どちらでも=5(1)

5. (投票方法) 第一次 → 第二次  
A→A=8 B→A=4 A→B=2  
B→B=1 Aのみ=1 Bのみ=1

学部側6名の意向は第一次・第二次を必要とするもの3名、必要としないもの(一次のみで可)3名

⑦ 10/6 あり方委員会

アンケート結果をもとにして、あり方委員会案としての原案の審議を行なう。

(確認事項) 附属学校および附属学校のあり方について。

1. 附属学校は学部の方針にしたがい研究教育を推進する。

2. 附属学校は学部と付属との密接な関係のもとに運営する。

3. 研究プロジェクトは教授会の審議をうるものとする。

4. 学校長は教授会の構成員として付属の運営にあたる。

(決定事項)

1. 任期 2年ただし重任1回1年(多数)

2. 交代の時期 4月1日交代を原則とする(全員)

3. 被選挙権者 教育学部専任教授(多数)

4. 選挙管理委員会の構成 学部2 付属2

時間切れのため選挙方法・最終決定等重要事項は次回に審議することにする。

⑧ 10/20 あり方委員会 原案審議の継続

選挙方法を中心に検討

(決定事項) 有権者は教授会構成員・附属学校の教官および定員内職員の投票により3名選出する。

(多数意見) 修正条項を考慮してあり方委員会原案の条文化を付属側委員会に委嘱する。

⑨ 11/6 校内あり方委員会 内規案原案の検討

⑩ 12/3 教官会議 内規案検討

主な修正意見として投票は附属学校側教職員のみで行なうの意見多数(19:9)となり付属側修正案を条文化してあり方委員会に呈出する事を決定

⑪ 12/7 校内あり方委員会

付属側の原案の条文化検討と条文作成

⑫ 12/8 あり方委員会

あり方委員会原案の審議と付属側原案呈出に対

する、あり方委員会の態度を中心に論議が展開され紛糾したが、あり方委員会原案の審議を中心に議事をすすめた。

⑬ 1/8 教官会議

付属原案に対する再検討時に投票方法と最終決定の条文についての審議が行なわれ多数意見（19：10）によりあり方委員会原案を中心に審議する事を決定。

⑭ 1/12 あり方委員会

投票方法・最終決定の条項について付属側の意見と予想される教授会の意向を考慮して条文の整理修正をしてあり方委員会案として最終案決定をまとめた。

付属学校長候補者選考内規案は下記のものであるが、本案成立のためには付属学校運営委員会の議を経て教授会に上程されて審議決定されるもので内規としての決定は更に若干の時間と修正意見のあるものと考えられるが、1月13日の教授会審議の過程においては第2条の残任期間の点に疑議があり再審の要望があったが内規案の本質的のものについては諒承を得られたので内規案成立は略確実といえよう。

C まとめ

条文化してみると量的にはたいした事はないが、学校を代表する校長選出の問題でもあり察議の過程では広く付属学校の本質論から対学部との関連、付属学校運営委員会のあり方、教官会議の性格の問題等幾多の問題点が論議され対学部との連繫・相互理解に多大の成果があったものと思う。

名古屋大学教育学部附属<sup>中</sup>高等<sup>中</sup>学校長候補者選考内規案

昭和46年 月 日 制定

昭和46年 月 日 施行

(学校長の位置づけ)

第1条 学校長の地位は国立学校設置法施行令第25項によるものとし、学校長は付属学校を代表する。

(学校長の任期)

第2条 学校長の任期は2年とし再任をさまたげない。ただし再任は1回1年限りとする。

辞任および欠員の場合は前任者の残任期間とする。

(交代の時期)

第3条 交代の時期は4月1日を原則とする。

(学校長候補者資格)

第4条 学校長の候補者は教育学部専任教授とする。

(選考)

第5条 学校長候補者の選考は選挙および教授会の最終決定による。

(選考の開始)

第6条 付属学校運営委員会は次の各号に該当する場合、教授会の議を経て、学校長候補者の選考の手続を開始しなければならない。

- 一、学校長の任期が満了するとき
- 二、学校長が辞任を申出て教授会がこれを承認したとき
- 三、学校長が欠員となったとき

(選考の終了)

第7条 選考の終了の時期は次の各号のとおりとする。

- 一、前条一号の場合 任期満了の日より3か月以内
- 二、前条二号の場合 承認の日より1か月以内
- 三、前条三号の場合欠員となった日より1か月以内

(選挙および投票)

第8条 第5条の選挙の有権者は教授会構成員。付属学校の教官(教諭・助教諭・養護教諭)および定員内職員(週44時間以上勤務する非常勤職員を含む)とする。

2. 選挙の方法は単記無記名投票により行なう。
3. 前項の選挙にあたっては不在投票を認める。

(選挙管理委員会の構成)

第9条 前条の選挙に際しては付属学校運営委員会のもとに、選挙管理委員会(以下「委員会」という)を設け、教授会構成員より2名、付属学校教官より2名をもって構成する。

2. 委員会の委員長は互選による。
3. 委員に欠員を生じた場合はその所属する部門より補充する。
4. 委員会に幹事をおき教育学部事務長をこれにあてる。

(選挙管理委員会の任務)

第10条 選挙管理委員会は次の事項を行なう。

- 一、第8条の選挙に先立って学校長候補有資格者名簿を作成する。
- 二、選挙の日時、場所および不在投票の手続を1週間前に公示し、投票の管理を行なう。
- 三、投票の結果を付属学校運営委員会に報告するとともに教育学部および付属学校の有権者に公示する。

(最終決定)

第11条 教授会は付属学校運営委員会の報告に基づき選挙の結果を尊重して学校長の最終候補者を決定する。

(改正)

第12条 この内規を改正しようとする場合は付属学校運営委員会の発議に基づき教授会に提案しその承認を得ることを必要とする。

付則

この内規は昭和46年 月 日より施行する。